

違法駐車対策

～駐車監視員制度導入から1年～

平成18年6月施行の道路交通法の改正による民間駐車監視員の取締りが始まって一年が経過した。違法駐車減少や渋滞緩和などの効果が現れているが、一方で、貨物車等の荷捌き場所や自動二輪車駐車場の不足などに対応する必要がある。

1 道路交通法の改正概要と施行状況

良好な駐車秩序の確立と警察力の合理的配分を目的として、道路交通法が改正され、平成18年6月1日から施行されている。委託による民間の駐車監視員による取締りが可能となり、短時間駐車に対する取締りを強化した。また、放置違反金制度や車検拒否制度など罰則が強化されている(図1)。

図1 違法駐車対策の改正内容

放置違反金制度

- ・運転者責任が追求できない場合に車両の使用(持ち主など)に放置違反金の納付を命令
- ・常習犯には車両の使用制限

短時間駐車違反車両に対する取り締まり強化

- ・駐車時間の長短にかかわらず、確認標章の取付け対象とする。

車検拒否制度

- ・放置違反金を滞納している者には、滞納が解消されない限り車検拒否。

放置車両の確認と標章の取付けに関する事務の民間委託

- ・放置違反の確認標章の取付けに関する事務(確認事務)を民間に委託できる。
- ・警察署長は、地域住民の意見・要望等を踏まえ、駐車監視員が重点的に活動する場所・時間帯を定めた「駐車監視員ガイドライン」を策定・公表する。



警察庁によると、施行後の1年間で、放置車両確認標章取付件数は、約278万件となった。一日当たりの件数は約7,600件で、平成17年に比べ、約3割増加している。委託警察署のうち57.9%を駐車監視員が確認している。

また、放置違反金等の納付率も上昇し、85.7%となった(表1)。

表1 1年間の施行状況

全国270警察署において74法人に委託され、約1,600人の駐車監視員が活動



放置車両の確認の状況(平成18年6月1日施行後1年間)

放置車両確認標章取付件数	委託警察署	駐車監視員	警察官等	非委託警察署
2,786,993	2,162,620 [100%]	1,252,627 [57.9%]	909,993 [42.1%]	624,373

一日当たりの取付件数 平成17年:約5,700件 施行後1年間:約7,600件
放置違反金制度の運用状況(平成19年5月末現在)

放置駐車違反取締件数 (納付命令+告知+送致)	使用者責任 (放置違反金納付等)	運転者責任 (反則金納付等)	手続中	
			督促済 (車検拒否・滞納処分対象)	督促準備中
2,545,868 (100%)	1,597,280 (62.7%)	583,486 (22.9%)	274,272 (10.8%)	90,830 (3.6%)
(85.7%)				

平成17年の反則金等納付率は、72.9%

出所:警察庁資料

2 違法駐車対策の効果

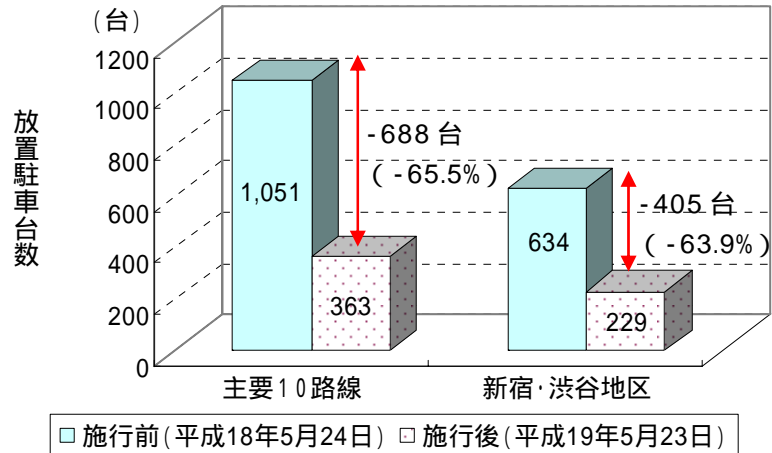
駐車監視員による取締りを委託した地域では、違法駐車が大幅に減少し、渋滞も緩和している。

警視庁が行った施行前後の同一条件での比較では、晴海通りや明治通りなど主要10路線（総延長約32km）の放置駐車車両が1,051台から約3分の1の363台にまで減少した（図2 - ）。

渋滞の距離は、3.13km短い9.04kmに緩和し、5km移動の平均旅行時間も、1分35秒短縮されて1分23秒となった（図2 - ）。

また、駐車場不足を補うために道路上の時間制限駐車区間に設置してあるパーキング・メーター等の利用は、施行前と比較して約4割上昇している（図3）。

図2 効果の事例（主要10路線における事例）
瞬間放置駐車台数



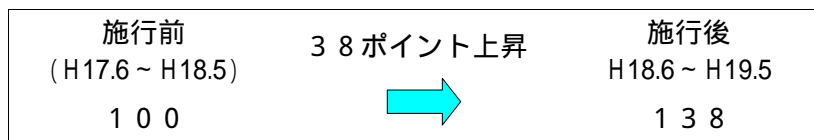
交通渋滞の状況

	施行前 (H17.6 ~ H18.5)		施行後 H18.6 ~ H19.5
渋滞の長さ (1時間あたり)	12.17km	-3.13km	9.04km
平均旅行時間 (5kmあたり)	1分35秒	-1分35秒	1分23秒

主要10路線（永代通り、江戸通り、春日通り、京葉道路、新宿通り、中央通り、晴海通り、明治通り、六本木通り、外苑東通り）
調査時間は午後2時から4時まで

出所：警視庁資料

図3 都内のパーキング・メーター等の利用の増加



施行前を100とする

出所：警視庁資料

[参考] 明治通り（神宮前3丁目付近）における違法駐車改善状況



3 新制度導入に伴う様々な影響

駐車場運営

駐車場を運営する上場4社の平成19年連結業績は、管理する貸駐車場の増加が寄与し、3社が経常増益を見込む。

最大手のパーク24は19%増、日本パーキングは27%増の見通し。

日本駐車場開発は、他社と違い、駐車場のオーナーから空きスペースを借りて運営しているため、地価高騰や競争激化の影響でオーナーに支払う賃料が増え、21%減の見通し。

駐車場運営4社の今期連結業績見通し

(単位：百万)

会社名	駐車台数	経常利益	決算期
パーク24	187,543 (27%)	14,000 (19%)	平成19年10月
日本パーキング	25,061 (14%)	1,400 (27%)	平成20年2月
日本駐車場開発	10,643 (18%)	6,605 (21%)	平成19年7月
パラカ	6,776 (29%)	780 (26%)	平成19年9月

出所：各社の中間決算短信より作成

運送・警備業界

佐川急便は、都市部を中心に、駐車場を備えた小規模の配送用店舗を前年の1.5倍にあたる158か所に増やした。この拠点から自転車や台車で荷物を運ぶようにして、駐車違反を回避している。また、運転手を2人1組にするなどの措置を取り、平成19年3月期決算では対策費が12億円かかったとしている。

総合警備保障は、今年1年間で、業務用の自転車を500台増やす予定だ。二輪と三輪のバイクも昨年4月時点との比較で500台ほど増やし、顧客の駐車場に止められる小型の車両への移行を進めている。



荷捌き場で作業する配達員。駐車場の確保に苦勞する時

自動二輪車



駐車バイクに占領された公園の敷地

JR大阪駅南西の「西梅田公園」(大阪市北区)に、朝から会社員らがバイクを置き始め、最終的には約200台がベンチなどを包囲する。公園内は自治体の条例で、バイクなどの乗り入れが禁止されている。だが、道路ではないため、警察は駐車違反の切符を切れず、車両の移動もできない。自動二輪車の駐車場整備が十分されないところから、行き場を失ってしまった結果なのか。

(朝日新聞 平成19年6月15日より)

参考データ



都内のパーキング・メーター設置数

18,215か所 うち貨物車用は、557か所(全体の2%)

東京新聞 平成19年6月19日より

自動二輪車の違法駐車台数

約16,000台(平成18年 警視庁調べ)

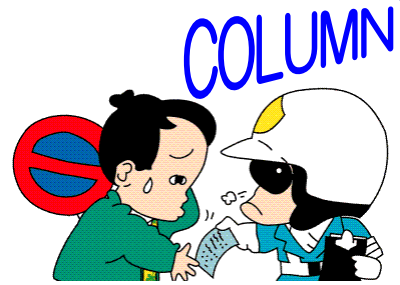
一方で、収容可能台数は、約3,900台(平成19年5月末(財)東京都道路整備保全公社への登録台数)



違反運転者の“抵抗” 出頭せず点数は温存

警視庁に違反をした運転者が出頭して「反則金」を納めたのは8万8904件。これは前年同期の2割にすぎない。

旧制度では、運転者が出頭して反則金を納めねばならず、免許の点数も減点となった。新制度は、運転者が出頭しない場合、法人名での登録が可能な「(車検上の)使用者」が、反則金と同額の放置違反金を納める仕組みだ。その場合、使用者には免許の減点がない。放置違反金は、出頭せず反則金も払わない運転者の“逃げ得”封じの策として設けられたが、“減点逃れ”を生んでいるとの批判も出そうだ。(東京新聞 平成19年6月18日より)



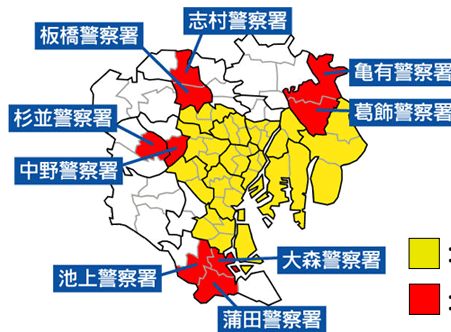
新制度による「放置違反金」の導入。“減点逃れ”ととれる声も。

4 都の動き

警視庁は、都内の民間監視員による取締りを千代田、中央、港、新宿など都心部の12区43警察署で開始した。平成19年8月からは、大田、杉並、板橋などの5区9警察署が加わり、52警察署に拡大した(図4)。

また、都市整備局は、平成19年1月に総合駐車対策の

図4 放置車両確認事務の民間委託導入地域



黄色: 平成18年6月1日導入
赤色: 平成19年8月1日導入

出所: 警視庁資料

基本的な考え方やその対策事例を取りまとめた「総合駐車対策マニュアル」を作成し、地域と一体となった区市町村の総合駐車対策の計画づくりや実施を支援している。

《総合駐車対策事例》

コインパーキングを活用した荷捌き可能駐車場の設置
(平成16年1月 開始)

渋滞緩和を図る「スムーズ東京21-拡大作戦-」の一環として、駐車場事業者の協力を得て、コインパーキングに荷捌き車両を受け入れてもらう取組を実施。平成18年度からは、荷捌き可能駐車場を都内全域に拡大している。

駐車場案内の高度化(オートバイ駐車場情報の提供)
(平成17年3月 開始)

都内6箇所の自動二輪駐車場情報の提供を開始し、平成18年12月末現在の登録駐車場数は122場、登録台数は約2,900台に拡大。(平成19年5月末 3,900台)

平成19年3月 青少年・治安対策本部が「自動二輪車駐車場整備促進検討会」を設置



駐車場入口付近に設置する看板

5 違法駐車対策の促進に向けて

民間駐車監視員による取締りの導入や罰則の強化により、違法駐車的大幅な減少や交通渋滞の緩和などの効果が現れている。一方で、貨物車等の荷捌き場所や自動二輪車駐車場の不足などが指摘されており、今後導入地域が拡大される状況の中では、駐車場等の場所の確保に向け、民間企業や区市町村との更なる連携を強化・支援する必要がある。